

花の家訪問介護及び第一号訪問事業 料金表

(令和4年4月1日現在)

<訪問介護の場合(要介護1~5の方)>

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として介護給付費の1割の料金となります。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

※利用料の負担割合について

介護保険自己負担率は、所得に応じた負担割合となります。負担割合証に記載された1割、2割、3割のいずれかの負担割合額となります。

| サービス内容略称 | 利用時間 | 基本料金 | 特定事業所加算(Ⅱ) | 利用者負担金 | 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) | 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) |
|----------|--|------------|------------|------------|---------------------------------|--------------------------------|
| 身体介護 01 | 20分未満 ※前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を空けることが必要。 | 167円(1割) | 17円(1割) | 184円(1割) | 一カ月あたりのご利用サービスの総単位数13・7%加算されます。 | 一カ月あたりのご利用サービスの総単位数6・3%加算されます。 |
| | | 334円(2割) | 33円(2割) | 367円(2割) | | |
| | | 501円(3割) | 50円(3割) | 551円(3割) | | |
| 身体介護 1 | 20分以上 30分未満 | 250円(1割) | 25円(1割) | 275円(1割) | | |
| | | 500円(2割) | 50円(2割) | 550円(2割) | | |
| | | 750円(3割) | 75円(3割) | 825円(3割) | | |
| 身体介護 2 | 30分以上 1時間未満 | 396円(1割) | 40円(1割) | 436円(1割) | | |
| | | 792円(2割) | 79円(2割) | 871円(2割) | | |
| | | 1,188円(3割) | 119円(3割) | 1,307円(3割) | | |
| 身体介護 3 | 1時間以上 (579単位に30分を増す毎に+84単位) | 579円(1割) | 58円(1割) | 637円(1割) | | |
| | | 1,158円(2割) | 116円(2割) | 1,274円(2割) | | |
| | | 1,737円(3割) | 174円(3割) | 1,911円(3割) | | |
| 生活援助 2 | 20分以上 45分未満 | 183円(1割) | 18円(1割) | 201円(1割) | | |
| | | 366円(2割) | 37円(2割) | 403円(2割) | | |
| | | 549円(3割) | 55円(3割) | 604円(3割) | | |
| 生活援助 3 | 45分以上の場合 | 225円(1割) | 23円(1割) | 248円(1割) | | |
| | | 450円(2割) | 45円(2割) | 495円(2割) | | |
| | | 675円(3割) | 68円(3割) | 743円(3割) | | |

| その他加算について | | |
|---|---|--------------------|
| 特定事業所 加算（Ⅱ） | <p>身体介護と生活援助を合わせて行った場合は、基準額を基にそのサービスの内容に応じて計算された料金となります。</p> <p>基本料金の 10% が加算されます。</p> <p>※サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保やヘルパーの活動、環境整備、中重度者への対応などを行っている事業所に加算されま</p> <p>す。</p> | |
| 介護職員 処遇改善 加算（Ⅰ） | <p>1 ヶ月あたりのご利用サービスの総単位数に 13.7% が加算されます。</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い1 ヶ月あたりの総単位数に 13.7%加算されます。</p> | |
| 介護職員等 特定処遇改 善加算（Ⅰ） | <p>1 ヶ月あたりのご利用サービスの総単位数に 6.3% が加算されます。</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い1 ヶ月あたりの総単位数に 6.3%加算されます。</p> | |
| 早朝・夜間・ 深夜加算 | 早朝（午前 6 時～8 時） | 基本料金の 25% が加算されます。 |
| | 夜間（午後 6 時～10 時） | 基本料金の 25% が加算されます。 |
| | 深夜（午後 10 時～午前 6 時） | 基本料金の 50% が加算されます。 |
| 初回加算 | <p>1 ヶ月につき 200 円（1 割） 400 円（2 割） 600 円（3 割）</p> <p>※新規に訪問介護計画を作成した利用者に対し、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。</p> | |
| 緊急時訪問 介護加算 | <p>1 回につき 100 円（1 割） 200 円（2 割） 300 円（3 割）</p> <p>※利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービスに計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合。</p> | |
| <p>集合住宅に居住する利用者へのサービス提供（利用者負担金の 90% で算定）</p> <p>■ 集合住宅の居住者にサービス提供する場合に減算対象となる利用者は以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する者 ・上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数があたり 20 人以上の場合） | | |
| <p>【2 人のホームヘルパーにより訪問を行った場合】</p> <p>★ 1 人のヘルパーによる介護が困難と認められた場合等で、利用者の同意のもと 2 人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2 倍の利用者負担額をいただきます。</p> | | |

< 第一号訪問事業の場合 >

第一訪問号事業を利用した場合の「基本利用料」は、原則として第一号訪問事業支給費の1割となり、下記の通りです。但し、第一号事業支給費の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

※利用料の負担割合について

介護保険自己負担率は、所得に応じた負担割合となります。負担割合証に記載された1割、2割、3割のいずれかの負担割合額となります。

| サービス内容 | 対象者 | 月単位 定額料金 | 介護職員 処遇改善 加算 (I) | 介護職員等 特定処遇改善 加算 (I) | 利用者負担金 (月額) |
|---|-------|--|------------------------|---------------------------|----------------|
| 訪問型 サービス I [週1回程度の利用 が必要な場合] | 事業対象者 | 1,176円(1割) | 161円(1割) | 74円(1割) | 1,411円(1割) |
| | 要支援1 | 2,352円(2割) | 322円(2割) | 148円(2割) | 2,822円(2割) |
| | 要支援2 | 3,528円(3割) | 483円(3割) | 222円(3割) | 4,233円(3割) |
| 訪問型 サービス II [週2回程度の利用 が必要な場合] | 事業対象者 | 2,349円(1割) | 321円(1割) | 147円(1割) | 2,817円(1割) |
| | 要支援1 | 4,698円(2割) | 643円(2割) | 295円(2割) | 5,636円(2割) |
| | 要支援2 | 7,047円(3割) | 965円(3割) | 443円(3割) | 8,445円(3割) |
| 訪問型 サービス III [IIを超える利用が 必要な場合] | 要支援2 | 3,727円(1割) | 510円(1割) | 234円(1割) | 4,471円(1割) |
| | | 7,454円(2割) | 1,021円(2割) | 469円(2割) | 8,944円(2割) |
| | | 11,181円(3割) | 1,531円(3割) | 704円(3割) | 13,416円(3割) |
| 訪問型サービス A | 事業対象者 | 268円(回数払い)又は1,176円(月額包括報酬) | | | |
| | 要支援1 | *訪問型サービスIV(事業対象者・要支援1・要支援2) 週1回程度(月4回まで) | | | |
| | 要支援2 | 272円(回数払い)又は2,349円(月額包括報酬) *訪問型サービスV(事業対象者・要支援1・要支援2) 週2回程度(月5~8回まで) | | | |

その他加算について (訪問介護型サービス A を利用されている方は「初回加算」のみ該当します。)

| | |
|---------------------------|--|
| 介護職員 処遇改善 加算 (I) | 1ヵ月あたりのご利用サービスの総単位数に 13.7% が加算されます。 ※厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た指定訪問介護予防事業所が、利用者に対し、指定訪問介護予防を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い1月あたりの総単位数に13.7%加算されます。 |
| 介護職員等 特定処遇改 善加算 (I) | 1ヵ月あたりのご利用サービスの総単位数に 6.3% が加算されます。 ※厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た指定訪問介護予防事業所が、利用者に対し、指定訪問介護予防を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い1月あたりの総単位数に13.7%加算されます。 |
| 初回加算 | 1ヵ月につき 200円(1割) 400円(2割) 600円(3割) ※新規に訪問介護計画を作成した利用者に対し、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。 |

上記の基本利用料は、秋田市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。